



澤田 道孝 議員  
(佐和の会)

# 土壌汚染防止条例

## 制定により大幅な減少

**問** この条例の制定の目的、日付、原因、成果は。

**答** 降雨時に調整機能を果たしきた農地が埋立てにより減少し、過去に水害が発生した。

また、工事現場で発生する残土において臭気や粉塵、騒音等により、埋立地周辺住民の生活環境が不安視された。

そこで、土壌汚染や浸水被害防止の目的で本条例の制定となった。

平成17年12月22日制定、平成18年4月1日より施行。

本条例の施行により、

年約40件の埋立て申請件数が、平成25年度で5件、平成26年度で6件に減った。

町内パトロールにより違反の早期発見と是正指導を実施している。

## 蟻塚根地区(植)に水道水の供給を

### 緩和措置や補助金制度の利用を

**問** 安全・安心な水を飲むには従来の検査より項目数を増やして検査すべきであるが、本町の今後の対応は。

**答** 天気によって、井戸水は濁り、臭気があることがあると聞いている。詳細な水質検査についても自己負担でお願いする。

**問** 当地区における水質問題に対し、本町及び関係機関の調査結果及び今後の是正措置は。

**答** 水質調査は、知多県民センター環境保全課と町担当者で採水を行った。鉛、シアン、カドミウム、六価クロム、総水銀の検査を実施し、すべての環境基準に適合する結果であった。

**問** 水質検査の結果を踏まえ、当地区への水道水供給をする義務があると思うが、本町の今後の展望は。

**答** 遠隔地への水道管敷設は、今後も既存申込に基づき、緩和措置や補助金制度を利用し、申込者の自己負担をお願いする。

(注) 土壌汚染防止条例は、通称名である。正式な条例名は、「阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」。



使用中の井戸

今後も監視を継続し、県環境保全課において造成事業者に対し、引き続き瓦くずの撤去を指導していく。